

事 務 連 絡
平成 2 1 年 7 月 3 1 日

地方厚生（支）局医療指導課
都道府県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
 後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その9）

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）等については、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）等により、平成20年4月1日より実施しているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおりとりまとめたので、参考までに送付いたします。

【麻酔】

(問1) 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(保医発第0305001号)の第11部麻酔の通則において、検査、画像診断、処置又は手術に当たって、麻酔が前処置と局所麻酔のみによって行われる場合の薬剤の費用は、「各部の薬剤料の規定に基づき薬価基準の定めるところにより算定できる」とされているが、処置の際に使用したりドカインテープの費用は、麻酔の部で算定すればよいのか。それとも処置の部で算定すればよいのか。

(答) 処置の部で算定する。

【特定保険医療材料】

(問2) 「「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について」(平成21年6月30日付け保医発第0630002号)の「(79) 胸郭変形矯正用材料」において、「ア セットを使用する場合は、脊椎固定用材料に属する特定保険医療材料及び固定クリップ(伸展術時交換用)の費用は所定点数に含まれ、別途算定できない。」とあるが、脊椎側彎症手術を実施し「152胸郭変形矯正用材料」を算定する一方、医学的な必要性から「064脊椎固定用材料」を用いた矯正又は固定を追加で行った場合にも、「064脊椎固定用材料」を別途算定できないのか。

(答) 当該通知は、「152胸郭変形矯正用材料」のセットに属する構成部品は、「064脊椎固定用材料」として重複して算定できないという主旨である。従って、医学的な必要性から使用した「064脊椎固定用材料」が「152胸郭変形矯正用材料」の一構成部品として使用されないのであれば、別途算定できる。

【D P C】

(問3) D P Cにおいて、区分番号A214看護補助加算の届出を行っている病院では、機能評価係数に所定の係数を合算できるが、障害者施設等入院基本料の算定病棟等について看護補助加算の届出を行い、一般病棟入院基本料の算定病棟については看護補助加算の届出を行っていない場合にも、当該係数を合算できるのか。

(答) 合算できない。